

| 相手国政府・ 相手国国際機関 (注1) | 名 称 | 援 助 の 目 的 及 び 内 容 | 贈与の限度額又 は贈与の供与期限 (注2) | 署名日 署名地 (加算日) (注3) | 署 名 者 | 告示日 告示番号 (注4) |
|---------------------------|--|--|-----------------------------|-----------------------------|--|---------------------|
| アゼルバイジ ヤン | 第二次土地改良・灌漑 ^{かんがい} 機材整備 計画のための贈与に関する日本 国政府とアゼルバイジャン共和 国政府との間の交換公文 | 第二次土地改良・灌漑 ^{かんがい} 機材整備計画を実施するために 必要な生産物及び役務の購入 | 777,000千円 H27.9.30まで | H25.4.17 バクーで (同日) | 日本側 渡邊修介在アゼル バイジャン大使 アゼルバイジャン側 ド・シヤリホフ副首相 | H25.5.7 169号 |

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。